

平成24年9月7日9月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	代表監査委員 田邊 宣昭

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定 (22日間)
第 2	報告第19号 報告第20号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) 専決処分の報告について (訴えの提起について)
第 3	発議第 7 号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)
第 4		常任委員の選任
第 5	議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号	三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市民バス運行条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託)
第 6	議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号	三次市土地開発公社の解散について (総務委付託) 個別外部監査契約に基づく監査によることについて (総務委付託) 個別外部監査契約の締結について (総務委付託) 過疎地域自立促進計画の変更について (総務委付託)
第 7	議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第72号	平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託) 平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託) 平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託) 平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託) 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (予算決算委付託)

日程番号	議案番号	件名
第 7	議案第73号	平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第74号	平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第75号	平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第76号	平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第77号	平成23年度三次市病院事業会計決算認定について（予算決算委付託）
	議案第78号	平成23年度三次市水道事業会計決算認定について（予算決算委付託）
第 8	議案第79号	平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第80号	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第81号	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第82号	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第83号	平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
第 9	請願第4号 陳情第1号	田幸学校給食共同調理場の施設改善について（教育民生委付託） 初級園芸福祉士の養成と活動の充実について（教育民生委付託）
第 10		市長から決算に関する総括説明
第 11		監査委員から決算審査総体説明

平成24年9月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年9月7日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	9
第 2	報 19	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	9
	報 20	専決処分の報告について（訴えの提起について）	9
第 3	発 7	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	9
第 4		常任委員の選任	14
第 5	議 60	三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）	14
	議 61	三次市税条例の一部を改正する条例（案）	14
	議 62	三次市民バス運行条例の一部を改正する条例（案）	14
	議 63	三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）	14
第 6	議 64	三次市土地開発公社の解散について	16
	議 65	個別外部監査契約に基づく監査によることについて	16
	議 66	個別外部監査契約の締結について	16
	議 67	過疎地域自立促進計画の変更について	16
第 7	議 68	平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について	21
	議 69	平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	21
	議 70	平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	21
	議 71	平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	21
	議 72	平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	21

日程番号	議案番号	件名
第 7	議 73	平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……………21
	議 74	平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………21
	議 75	平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について……………21
	議 76	平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………22
	議 77	平成23年度三次市病院事業会計決算認定について……………22
	議 78	平成23年度三次市水道事業会計決算認定について……………22
第 8	議 79	平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）……………26
	議 80	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………26
	議 81	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）……………26
	議 82	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）……………26
	議 83	平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）……………26
第 9	請 4	田幸学校給食共同調理場の施設改善について……………29
	陳 1	初級園芸福祉士の養成と活動の充実について……………29
第 10		市長から決算に関する総括説明……………29
第 11		監査委員から決算審査総体説明……………32



〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日から平成24年9月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより平成24年9月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、保実議員及び穴戸議員を指名をいたします。

ここで増田市長から発言をしたい旨申し出がありましたので、この際これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本日は平成24年9月定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれまして御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、お許しをいただきましたので、ここで若干の行政報告をさせていただきたいと思っております。

まず、7月2日から8月10日まで開催をいたしました市政懇談会について御報告を申し上げます。

市民の皆さんとの対話を重視し、御意見を市政に反映させたいという思いから、例年の中学校区ごとの12地区に加えまして、本年度は車座対話として、市政懇談会の会場とならない住民自治組織単位で7地区を加えまして、合計19地区で開催し、延べ1,211名の市民の皆さんの御参加と多くの御意見をいただきました。それぞれの会場におきましては、私のほうから本年度進めております「がんばる」「あんしん」「ぬくもり」「はぐくむ」「かいかく」の5つの分野での取り組みや支援制度について、また市民ホール、庁舎建設など主要なプロジェクト事業を含め概要を説明させていただくとともに、皆さんからは、尾道松江線開通を間近に控えた中での本市の活性化策や人口減少打開への手だて、防災の取り組み、通学路の安全対策、財政の見通しなど市政全般に係るものや、またそれぞれの地域の課題に係るものへの御指摘、御提言など多くの御意見をいただきました。市民の皆さんからこれらの御意見を伺う中で、改めて市民の皆さんの目線で納得のできる生活最優先市政に向け全力を傾注していく決意を新たにしたいところでございます。

次に、主要事業の進捗状況について御報告を申し上げます。

初めに、多様化する市民の芸術文化活動の拠点施設として市民ホールの整備を進めさせていただいておりますが、本日9月7日に、地権者の皆さんを初めとする市民の皆さんに向けて、事業認定申請のための事業説明会を開催をいたします。事業認定が認められましたら、議会の御議決をいただき、速やかに用地取得をし、平成26年秋の開館を目標に工事を進めてまいりたいと思っております。また、管理運営計画につきましては、今後市民の皆さんとともにワーク

ショップ形式で策定をしていきたいと思っております。開館後は、個性豊かで魅力あるまちづくりの一環として、市民の皆さんが使いやすい、にぎわいのある施設になるよう、運営を推進していきたいと思っております。

次に、新庁舎建設につきましては、来庁者の皆さんにとって利用しやすく、行政サービスが効率的に提供される市役所を目指して、現在基本設計を進めておるところでございます。基本設計完了後は、市民の皆さんへの説明会を開催し、その後実施設計に入りたいと思っております。今年度中には実施設計を完了させていきたいというように思っております。建築工事につきましては、平成26年度中の完成を目指してまいりたいと思っております。

なお、庁舎の位置につきましては、これまでも申し上げておりますように、現行の東館の有効活用が可能なことから財政面で優位性があること、また中心市街地の活性化を図る観点から、現在地が最適であると判断し、事業を着実に進めていきたいと思っております。

また、広島県三次庁舎の活用につきまして、一部御意見がございますが、私としましては同庁舎については活用すべきでないとの判断をいたしております。

主な理由としては、1つには、3棟のうち1棟は築後43年が経過しており、老朽化の進行とともに、防災面の観点から耐震工事の必要性が想定されます。2つには、3棟いずれも市民ニーズに対応した窓口サービスが提供しやすい施設構造になっておらず、そのためには多額の改修費を要するものと思われ、構造的に改修できない部分があるのではないかと想定もいたしておるところでございます。3つとして、特に申し上げたいことは、同庁舎は、県政における県北の中核機能を担うべき施設であると思っておりますが、現状では幾つかの施設にその機能を分散しております。近い将来、県機関の再編配置が検討される際、県北の中核都市である三次としましては、同庁舎への機能集積の実現が困難であることはぜひとも避けていかなければならないと思っております。

以上の観点から、県三次庁舎の活用は私としては全く考えていないところでございます。

次に、医療対策といたしまして、さらなる急性期医療の充実のため、市立三次中央病院において、広島県内では4番目、北部地域においては初めてとなる320列CT装置を導入いたします。16センチの広範囲を一瞬で撮影できることや、これまで市立三次中央病院では実施していなかった心臓撮影が0.35秒で可能となり、救急医療の検査時間を短縮すると同時に、患者の皆さんにとって負担の大きかった検査が大きな苦痛を伴うことなく実施できるようになっております。

あわせて、放射能治療の面からは、脳定位放射線治療や前立腺IMRTなどを導入し、高精度放射線治療を充実していきたいというように思っております。

また、医師の方々タブレット端末で電子カルテシステムの閲覧ができるシステムを導入し、入院患者さんの急変時に的確な指示が出せるシステムを確立するなど、市民の皆さんが安心して医療が受けられ、地域の元気を支える地域完結型医療を実現していきたいと思っております。

以上、今後とも市民の皆さん並びに議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。この間の主要な報告とさせていただきます。



~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は22日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

#### 報告第20号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第19号及び20号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第19号及び報告第20号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第19号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年6月7日に、三次市栗屋町6704番地先、市道長谷上村線の路上で発生しました落石による車両破損事故について、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第20号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者等に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 発議第7号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、発議第7号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(18番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 大森議員。

[18番 大森俊和君 登壇]

○18番(大森俊和君) ただいま御上程されました発議第7号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、亀井源吉議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と私、大森俊和でございます。

本案は、議会改革の取り組みの一つとして、全ての予算及び決算を議長を除く全議員で一貫して審査することにより、市の施策に対する監視機能を一層強化できるとの判断から、従来別々の委員会として設置しておりました予算特別委員会と決算特別委員会を結合し、新たに予算決算常任委員会として設置するため、関係条例である三次市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、今回、発議第7号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)で、先ほど上程をされましたけど、2点ほど御質問させていただきたいと思います。

まず、今回のいわゆる予算特別委員会を決算を含めた常任委員会化にするということでありまますけれども、趣旨については一部を先ほど説明を聞きました。しかし、短所についてはどのように議論されたか、何が短所としてあるのかというのを伺いたしたいと思います。

例えば既存の常任委員会が付託案件等がなくなって形骸化しないかどうかという点や、あるいは国保や介護保険のような関係で、いわゆる条例案と予算案が一体的に審議されるべき事項というようなことも数々あるかというふうに思いますけれども、それについてどのように議論されたかをお伺いたしたいと思います。

さらには、今回の常任委員会化によって予想されるいわゆる予算の増額、こういったことについてどのように議論されたかお聞かせ願いたいと思います。

(18番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 大森議員。

○18番(大森俊和君) 短所についてですか。メリット、デメリット、それはいろいろと、議運の中ではなく、議会改革特別委員会の中でも大いに議論をされたところでもあります。しかし、短所について、また長所について、その議論の多くは、短所といわれましても、いわゆる予算が、先ほど吉岡議員ありましたように、わずかではありますけれども増額をされる、また長所については、議会の予算、決算を常任委員会化することによって、議会改革をすることによって

市民のニーズに応えられる。さまざまな御意見が出たところであります。それを逐一ここで御説明するには時間がありませんから、大体のところの雰囲気ということであります。

しかし、36万円という予算の増額があるということに関して、1,000万円か2,000万円、議会としても身を削っておるわけですから、それは市民のニーズに応えられるということになれば微々たるものではないかなという議論もありました。

あと、予算についてはどういうあれでしたかね。ああ、さっきの答弁。大体あんなところで

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、現在上程をされております発議第7号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）に反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど質問させていただきましたけれども、もちろん常任会化によって得られる長所というのもあるかと思っておりますけれども、今現在私が感じますのに、短所のほうが多いし、別に常任委員会化しなくても、十分今のままで議会の機能あるいは委員会審議の機能が発揮できるというふうに考えております。

1点目はまず、先ほども質問しましたけれども、今回特別委員会をいわゆる予算決算常任委員会化することによって予算の増額が見込まれるということであります。委員長手当、副委員長手当を含めて、先ほどの答弁は36万円ということでしたけれども、正確には今の条例でいきますと34万7,392円が増加するということでありまして、中では、議会改革特別委員会とか、あるいは議運の中ではこれが微々たる額だというふうに議論がされたというふうに今お答えをされましたけれども、これは全く市民感覚とはかけ離れた議論であろうかというふうに思います。現在の財政状況によって、あるいは経済状況において、今議会の中で議員報酬であるとか手当を増額するという発想自体が、まさに市民感覚からずれておる発想であろうかと思っております。議員報酬や手当を増額してのこういった特別委員会から常任委員会へ移行する今回の議案というのは賛成することはできません。

さらには、現在の特別委員会で何が不十分かというのをもう少し議論する必要があるかというふうに思います。特に国会とは違って、三次市議会のようなところ、今回もそうでありませぬけれども、決算は別にしても、予算等のボリューム、内容、規模というのは、3月議会を除いてはそんなに多くを見込まれるものではありませんし、3月議会等で今行われておるように、特別委員会を設置をして、そこで集中審議をされる、あるいは今議会の中でも議論されておりますように、通年議会の開催を考えながら検討し、その中でより集中的な予算の審議を行う、あるいは連合審査会によって集中的に、先ほどの市長の行政報告にもありましたように、市民ホールでありますとか、あるいは市役所建設についての検討を行っていく、こういったところで十分対応できるというふうに考えております。

さらには、既存の3つの常任委員会あるいは議運もありますけれども、特に3つの常任委員会が形骸化しないかといういわゆる短所の問題であります。今回も、今から議長の方で議案が上程をされ、それぞれ委員会へ付託はされると思いますけれども、想定されます議案の付託というのは、教育民生常任委員会や産業建設常任委員会の付託は全くないということになります。予算審議もない、議案の審議もない、こういった委員会がいわゆる3つのうち2つも存在するというのが今回の9月議会の内容になろうかというふうに思います。こういったことが、付託案件がゼロという委員会が今後も存在していくということを考えますと、かえって議会の委員会や審議の形骸化を招くものと私自身は考えます。

さらには、先ほど質問の中で少し質問しましたように、国保の会計であるとか、介護保険の会計でありますとか、条例案と密接に関係がある予算案というものがたくさんあるかというふうに思います。そういった問題については、条例案と予算案を分離して審議するというのではなくて、やはり委員会の中で、条例案、予算案、こういったものを一体的に審議、あるいは修正もかけていかなければならないのが、過去の事例を見ても明らかなことがたくさんあるかと思えます。

そういったことも含めて、以上のような理由から、私は今回の発議第7号には反対とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○20番（平岡 誠君） 私は、このたびの市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の賛成の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

この条例案の提案に至った経過につきましては、吉岡議員を初め全議員の皆さんは既に御承知のことですけれども、新しい議会において設置された議会改革推進特別委員会の中で7つある議会改革に関する審査項目の一つであります。前回の議会運営委員会において、議会改革の一環として予算特別委員会を通年にしようということで1年間試行してきた経緯を踏まえてから、このたびの特別委員会で議論してきたものであります。先ほどの反対討論にも出ておりましたように、そういった問題点も議論の対象として、十分な審議を行ってきたというふ

うに思っております。

この審査項目に関しては、これまで4回の特別委員会を開催をし、この7月末に全会一致で予算決算常任委員会を設置することが合意され、定数は25人、決算は監査委員を除いて24人とする内容で議長へ答申されたものであります。最終的に、議会運営委員会において、ここでも全員一致で、議員発議で条例案の提案をするということが確認をされたところであります。

以上がこれまでの経過であり、きちっとした手続のもとで提案されたものであるというふうに思っております。

今回出された常任委員会化の発端でありますけれども、本来は、行政事例には議案一体の原則から分割付託は認められないというのがあるわけでありまして、残念ながらこれまでの人口数によって常任委員会の設置数が制限をされてきたり、あるいは議員の常任委員会委員の複数所属が認められなかったことによって生じたものでありまして、平成12年の自治法改正では、常任委員会の設置数の制限がなくなっておりますし、平成18年の地方自治法改正では、常任委員会委員の複数所属が認められたという、こういう経過があって、今回の常任委員会化の審議がされてきたところであります。その趣旨は、議会改革をより積極的に推進していこうという考え方がもとになっているわけでありまして。

本市は、既に予算特別委員会を年間を通して設置をし、恒常化、定例化して議論をしてきており、今後通年議会を行っていかうという動きの中で、常任委員会化こそ議会改革をしようとする前向きな捉え方であるというふうに考えております。法的には何ら問題はないというふうに考えております。

要は、今回の常任委員会設置を議会改革の一環として捉えていくことができるかどうかということであろうと思います。ややもすると、行政改革の論理と議会改革の論理を混同して話をするがありますが、これには大きな問題があります。行政改革は、行政をより効率よく執行することを目的としているわけでありまして。また、議会改革は、地域民主主義の拠点として、住民自治の根幹をなすものとして、住民との意見交換、さらには議員同士の議論、政策提言、チェック機能の強化するなどの目的を持っており、議会改革を行政改革の論理で行うことは本末転倒であります。さらに言えば、議会改革を推進することこそが行革を進める力となると言っても過言ではないと思っております。議会改革と称して行政改革の範疇で進めることは、突き詰めれば、議会不要論につながり、議会の自殺行為であり、住民自治に対する背信行為につながるものであります。

常任委員会化に伴う費用増は、先ほど、一部手当がふえ、約35万円と試算をされておりますけれども、議会改革を進めることによって一部には費用を伴うことは当然あり、逆に議会活動を控えれば予算も減額となるのは自明の論理として捉えていく必要があります。

つけ加えて申し上げますが、今年度予算において、議会費は対前年比3,597万5,000円の減額となっているのであります。中でも、旅費も約150万円減額というふうに、既に議会としても身を削っているという状況を私たちは皆さんにお知らせをしておかなければならないと思いません。

こういう状況から、予算決算常任委員会を設置することは、本来の常任委員会で審議すべきであるものを戻したということで、何ら問題はないことを申し上げまして、私の賛成討論いたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第7号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決いたしました議案の公布が必要なため、休憩をいたします。

再開は10時50分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時32分——

——再開 午前10時50分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお知らせいたします。クールビズでございますので、上着をとられても結構でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 常任委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、予算決算常任委員に、議長を除く全議員の25人を指名をいたします。

よってただいま指名いたしました議員を予算決算常任委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました本常任委員会の正副委員長につきましては、本会議終了後開催されます委員会において互選をされますようお願いをいたします。年長委員の方にはよろしく願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第60号 三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第62号 三次市民バス運行条例の一部を改正する条例（案）

議案第63号 三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第60号から議案第63号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第60号から議案第63号までの議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第60号三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例であります三次市災害対策本部条例等の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、法改正によります条項の整理と附則における三次市防災会議条例の一部改正であります。

次に、議案第61号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、関係条例であります三次市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市民税の年金所得者の寡婦控除における市町村への申告を不要とすること、平成26年度から平成35年度までの間、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策の財源として、個人市民税均等割を500円加算すること、及び分離課税に係る所得割の額の特例として、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止すること、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置の創設に伴う規定の追加、道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲に伴う税率の変更などであります。

また、附則において過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が5年間延長になったことにより、三次市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税、固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第62号三次市民バス運行条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市民バスの区域運行に対する運賃を新たに設けるため、関係条例であります三次市民バス運行条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、区域運行の運賃を1人1乗車につき300円に設定しようとするものであります。

また、附則におきまして、この場合における経過措置を規定しようとするものであります。

最後に、議案第63号三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例であります三次市暴力団排除条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、法改正による条項の整理であります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案4議案を総務常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第64号 三次市土地開発公社の解散について

議案第65号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第66号 個別外部監査契約の締結について

議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第64号から議案第67号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第64号から議案第67号までの議案4件につきまして一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第64号三次市土地開発公社の解散について御説明申し上げます。

本案は、土地価格の下落傾向が続く今日の状況において、三次市土地開発公社の設立目的であります公有地の先行取得の必要性が低下してきたこと、及び保有する土地に要する経費の削減を図ることなどの理由から同公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第65号個別外部監査契約に基づく監査によることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市が出資しているものの監査について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を行うため、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第66号個別外部監査契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、稲田正司氏と340万円を上限とする金額で個別外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第67号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。



本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに林業専用道東山線（改良）ほか12事業を追加し、6分野の過疎地域自立促進基金積み立てに関する事業内容を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） 議案第66号、それから議案第67号についてお伺いいたします。

まず、議案第66号個別外部監査契約の締結について、3項目めに書いてあります契約の相手方の指名、それから決められた経緯について御説明をしていただきたいと思います。

次に、議案第67号過疎地域自立促進計画の変更について、2点お伺いいたします。

まず1点は、過疎地域自立促進基金積み立て、この関係について12カ所変更になっております。この変更に至った経過、県あるいは国というところからの指導があつてこういう文言に書きかえなければならなかったのかどうかというところをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、2点目といたしまして、過疎地域自立促進基金、このものは平成22年から積み立てられております。平成22年2億7,520万円、平成23年は2億1,385万4,541円、運用益を含めてということでありましょう。さらに、平成24年度、一般会計の補正予算にも上がっておりますけれども、3億1,500万円積み立てるという計画でございます。この計画は目標額があるのかどうかと。基金の積み立ての目標額があり、いつまでこれを積立期間とされるのかと。したがって、この基金をいつから活用されるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

（総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 元廣総務部長。

○総務部長（元廣 修君） 個別外部監査の監査人の指名についてでございますけれども、稲田正司氏を推薦をいただいたということでございますが、今回は本市としまして初めて個別外部監査を実施するというところでございまして、これまでの経験をお持ちということもございまして、まずは公認会計士の団体であります中国会のほうから推薦をいただくということをお願いをしまして、複数の方の申し出がございましたが、その中での選考をいただいて、これまで経験等豊富にお持ちである、あるいは行政運営に関してすぐれた見識を持っておられる方ということで稲田正司氏の推薦をちょうだいいたしました。本市としましても、公認会計士というお立場で、こちらのほうの個別外部監査をお願いしたいということでございます。

なお、個別外部監査につきましては、監査人としては、弁護士でありますとか、あるいは税理士であります方も対象となるわけでございますが、本件の場合、公認会計士の方をお願いするというところで決めさせていただいております。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) まず、過疎地域自立促進計画の基金の積み立て、いわゆるソフト部分の文言の変更についてでございますが、こちらにつきましては、ソフト事業ということでもございまして、国の施策もかなり変更が激しいという事情の中で、広島県と協議をする中で文言の変更をお願いをしようということになったものでございます。

また、この基金のいわゆる積み立ての目標といいますか、計画といたしましては、計画期間が現在平成27年度まででございますけれども、12億6,000万円のいわゆる予定というか、計画をしておるところでございます。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 同じく、過疎地域自立促進基金の活用についての御質問でありましたけれども、その前に、平成24年度末の予算ベースでのこの基金の額でございますが、今回9月補正でもお願いしておりますが、これを加えますと6億5,400万円余りになるかと思っております。活用につきましては、本年度もですが、昨年度が約9,000万円、それから本年度が1億5,000万円の繰り入れを行いまして、実際には地域振興総合支援事業等、いわゆる自治活動あるいは農畜産振興支援では有害鳥獣、こういったところへ充てているものでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 議案第66号個別外部監査契約の締結について4点ほどお伺いします。

最初に、今回の契約の目的の中の出納事務等に関する監査の報告とございますが、これらの監査に要する期間、あるいは時間等についてはどの程度お考えか。

2点目に、三次ケーブルビジョンの組織の中に当然監査役が存在しておりますし、またケーブルビジョン独自の外部の公認会計士を委託して監査をやってもらっておる。それらと、今回この個別外部監査契約をされるこの内容について、具体的に何がどのように違うのか、これを教えていただきたい。

それから3点目に、今回この三次ケーブルビジョンが初めての個別外部監査の契約という説明でございましたが、他の三次市が出資する団体について、例えば奥田元宋・小由女美術館、暮らしサポートみよし、広島三次ワイナリーなどなどについては今後どのようにお考えになるのか。

最後、4点目ですけれども、契約金額について、340万円を上限とする額とありますけれども、私、この個別外部監査契約について反対する立場ではございませんが、この契約金額の表示の仕方が「340万円を上限とする」ということと、その340万円という契約金額が私の感覚からすると非常に高いという気がするんですけども、その辺の考え方についてお教え願いたいと思います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 最初の目的、出納事務の期間等でございますけれども、まず期間につきましては、現在思っておりますのは、本議会終了後、10月から12月末というのを目途としております。初めてでございますので、どの程度の期間かかるかということでございますが、監査人の稲田正司氏につきましては、これまでも県の包括外部監査等経験を持っておられるということで、協議の結果、12月末、年内にはでき上がるだろうというふうに言われております。

なお、内容によりましては時間要する場合も想定されますので、大方の目安としまして年内というふうに思っております。

それから、ケーブルビジョン、これまで監査を、現在のケーブルビジョンとしての監査人さんの違いということでございますけれども、こちらにつきましては、今回この監査をどういった内容でお願いしようかということでございますけれども、市には市の監査の委員がいらっしゃいますし、会社には会社としての監査人がいらっしゃるということでございますけれども、個別外部監査を行うという本来のもともとのところは、やはり開かれた、情報の公開といったところもございますし、市長のほうで政策として示しております外部監査を導入することもございますし、それから本市の行政チェック市民会議からも昨年12月に提言もいただいております。さらに、行財政改革の中で、外部監査を導入して、税の使い道というものを詳細に監査等によって適切なものにしていこうということもございまして、そういった趣旨のところから始まっておるといのがまず前提でございます。

それぞれ、本市としましても、この行政チェック市民会議のほうからも今回意見をいただいておりますけれども、まずは監査を、これまで行ってる監査を補完するといえますか、より専門的な立場で監査をいただくというのが大きなものでございます。

それから、これまで市が出資しております、あるいは財政援助を行っております団体というのが、監査委員のところではなかなか十分に監査ができてない部分もございましたので、市で行う監査と、それから今回の外部監査と並行して実施をいただくというものでございまして、いわゆる会計処理のみにかかわらず、市の政策としての出資の仕方、あるべき今後の出資あるいは支援体制のあり方といったものを意見をいただくことになろうかと思っております。

それから今後、他の団体あります、4分の1以上の出資につきましては10団体でございます。今回行政チェック市民会議等で御意見をいただく中で、4団体に絞って提案をいただきましたので、その中で、市としまして三次ケーブルビジョンというものを選定をさせていただいたということでございます。

まだまだたくさんございますけれども、今回初めての取り組みでございますので、まずはその成果と内容というものを十分精査をさせていただいて、費用対効果も含めて精査をする中で、次どのように行っていくかということを考えていきたい、検討していきたいというふうに思っております。

それから、340万円という費用の関係でございますけれども、こちらにつきましても、これま

で日本公認会計士協会が定めた法定監査の標準報酬規定というものがございまして、その基準に基づいて算出してまいりますと、年間の経費ということになりますと、例えば広島県でありますと、大まかな数字でありますけども、包括監査で1,600万円程度というふうにお聞きしておりますけども、その基準、もともとの基準を、この3カ月といいますか、10月から年内といった期間へ充当しまして、さらに実質的にかかわっていただくのが2カ月程度ではなかろうかといったところで、報酬額へ対してその期間を掛けていったというものがございまして、また基本的な費用というものがございまして、この基本的費用もこの月数へ算定をしまして、このはじき出されたものが340万円ということでございます。

「340万円を上限とする」というふうに表示しておりますのは、日数によってはオーバーされるといいますか、追加でもう少し調べたいとか、調整に時間かかったと、オーバーしたときに、ある程度のところまではこの範囲内でやっていただこうということで、お願いしたいということで、契約のほうも340万円という形になろうかと思っております。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 少し、若干補足をさせてもらいたいと思っております。

外部監査制度というのは、御承知のように、地方自治法の一部改正が平成9年にありまして、それから国として導入を図ったということ。第2点目は、本市においても、平成17年4月から、三次市外部監査契約に基づく監査に関する条例というのを制定して、導入を図っておるわけにあります。条例は制定されておりましたが、今回が初めて実施をするということになろうと思っております。その背景としては、昨年の12月に三次行財政改革推進計画でも、個別外部監査制度の活用というのを入れさせてもらっておりますし、また先ほど総務部長が言いましたように、三次市行政チェック市民会議からも個別外部監査制度の活用の検討されたいということで意見をいただいております。そこらを受けてさせていただいて、先ほどありましたように、4つの具体的に提案を、4カ所ですね、4施設ほど提案をいただいたわけでありまして、私としては十分検証する必要があると思っておりますが、今後はやはり進めていくべきであるという思いを持っております。

特に、今回ケーブルビジョンをさせてもらった中の一つは、今後において市の新たな財政負担が、大きな事業費が生じるということが見込まれておりますし、そうした中で、同社の独立性の配慮をしながら、また社会的な役割あるいは公共的な役割も考慮した中で、将来を見据えた中で、角度を変えた中でしていけばというような思いでケーブルビジョンのほうを提案をさせていただいたところでございます。

以上であります。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 先ほどの総務部長の御答弁によりまして、10月から12月末を区切って監査をお願いしたいということでしたが、ということから考えますと、まず決算監査については

対象外であると、あわせて業務監査も行うということで理解してよろしいかどうか。

それから、「340万円を上限とする額」という記載は、340万円で契約をするということで理解していいかどうか。

さらに、4団体についていろいろサジェスションを受けられたということですが、そのケーブルビジョン以外の残りの3団体について、どこどこをお考えになっておるかお願いします。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) まず、監査の内容でございますけども、会計監査等、その会計的な部分、あるいは業務の部分、将来的な部分、将来計画等の部分、全て含まれたものになってまいりますので、監査人の、最初に監査に入られてから、それからその内容についてはその制限を設けておりませんので、どこまでのところをされるかというのは監査人に委ねられる部分が多くあるかと思っております。ですから、ここどこまでというようなことは、全てのことができることとなっておりますので、そのように御理解をいただければと思います。

それから、340万円の契約ということでございますが、340万円という金額をもって契約をさせていただきたいという思いでございます。予算のほうは、500万円当初予算でちょうどしておりますけども、精査の結果、こういった金額でよろしく願いいたします。

それから、行政チェック市民会議からの4団体のということでございます。候補として御意見をいただきましたのは、三次ケーブルビジョンほか株式会社広島三次ワイナリー、それから三次市観光協会、そして奥田元宋・小由女美術館、こういった4団体を候補としていかがでしょうかという御意見をちょうだいしたところでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案4議案を総務常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第68号 平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

議案第76号 平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成23年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第78号 平成23年度三次市水道事業会計決算認定について

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第68号から議案第78号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第68号から議案第78号までの議案11件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額423億2,650万5,703円、歳出総額411億5,494万7,037円、歳入歳出差し引き残額は11億7,155万8,666円で、このうち翌年度への繰越事業23件にかかわる繰越財源1億576万9,000円を控除した実質収支は10億6,578万9,666円であります。

初めに、歳入から主なものを御説明申し上げます。

歳入歳出決算書2ページをお開きいただきたいと思えます。

市税や市民税、固定資産税など、合わせて67億2,153万2,266円、これは昨年度決算に比べ1億1,284万8,857円、率にして1.7%の減となりました。

地方交付税は、普通交付税155億1,621万円、特別交付税18億6,485万4,000円、合わせて173億8,106万4,000円、昨年度決算に比べ3,196万5,000円、0.2%の増となりました。

国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金、合わせて40億1,329万306円、昨年度決算に比べ6億8,678万7,024円、14.6%の減となりました。

県支出金は、県負担金、県補助金及び委託金、合わせて23億5,772万4,849円、昨年度決算に比べ3,893万4,641円、1.6%の減となりました。

市債は、斎場建設事業債、道路新設改良事業債など、合わせて68億867万1,000円、昨年度決算に比べ5億9,868万1,000円、9.6%の増となりました。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は、3億4,577万8,488円、主な内容は、議員人件費、議会運営に係る経費であります。

総務費は、70億8,310万2,960円、職員人件費のほか、基金積立金、きめ細かな事業等の経済対策事業、自治活動の支援に係る経費などであります。

民生費は、88億8,548万4,488円、保育所運営などの児童福祉費、高齢者福祉、障害者福祉などの社会福祉費、生活保護扶助に係る生活保護費などあります。

衛生費は、37億8,620万9,133円、予防接種、斎場建設、環境保全、廃棄物等資源循環に係る

経費などであります。

労働費は、2億47万300円、生活応援融資貸付金、就職訓練委託事業などあります。

農林水産業費は、29億1,572万7,100円、憩いの森整備事業、中山間地域等直接支払交付金事業、小規模農業基盤整備事業などあります。

商工費は、7億6,464万7,715円、融資預託関係事業、工場立地促進、観光推進事業などあります。

土木費は、52億1,707万3,473円、市道、県道の新設改良、三次駅周辺整備事業、上原願万地線整備事業などあります。

消防費は、13億5,557万3,037円、備北地区消防組合負担金、消防団、防災に係る経費などあります。

教育費は、21億7,892万3,939円、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成を目指す学校教育の推進、耐震化等の学校施設整備、社会教育の推進に係る事業などあります。

災害復旧費は、3億9,026万1,935円、農林水産施設災害、土木施設災害の復旧に係る経費などあります。

公債費は、元金及び利子79億7,641万5,654円あります。

最後に、諸支出金は、土地開発公社経費として5,527万8,815円あります。

次に、議案第69号平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思えます。

本会計の決算額は、歳入総額63億7,837万6,228円、歳出総額63億1,185万6,965円、歳入歳出差し引き残額6,651万9,263円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金などあります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金等共同事業拠出金などあります。

国保財政は、長引く経済不況の影響などによる税収の減収や医療費の増加により、引き続き厳しい状況にあります。今後も、医療費適正化事業や保健指導の充実、保険税収納の取り組み強化によって国保財政の安定的な運営を図ってまいります。

次に、議案第70号平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

26ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額2億6,866万5,883円、歳出総額2億5,539万6,537円で、歳入歳出差し引き残額1,326万9,346円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、診療収入、一般会計などからの繰入金などあります。

歳出の主なものは、医業費など、診療所6カ所及び歯科診療所2カ所の運営に関するものがあります。

引き続き、地域の医療機関として、安全・安心な地域づくりに寄与するため、医療の充実確保を図ってまいります。

次に、議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

32ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額66億1,647万6,235円、歳出総額65億7,659万3,009円で、歳入歳出差し引き残額3,988万3,226円につきましては、翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、一般会計などからの繰入金などがあります。

歳出の主な内容は、介護サービス、介護予防サービス等に係る保険給付費、介護予防支援事業、包括的支援事業に係る地域支援事業費などがあります。

引き続き、介護保険事業の健全な運営とサービスの質の向上及び介護予防の推進に努めるとともに、本年度からの第6期高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画に基づいた事業を計画的に実施してまいります。

次に、議案第72号平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額7億978万2,185円、歳出総額6億9,846万4,671円で、歳入歳出差し引き残額1,131万7,514円につきましては、翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などがあります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などがあります。

次に、議案第73号平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

48ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに69万4,851円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入歳出の内訳は、土地開発基金の運用に係るものであります。

次に、議案第74号平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに24億4,041万2,616円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計からの繰入金などがあります。

歳出の主なものは、下水道運営費、下水道事業費などがあります。

実施しました主な事業は、公共下水道事業では、三次処理区の十日市下原、中原、上原地区及び南畑敷町の面整備、尾関山ポンプ場のポンプ更新工事などがあります。

特定環境保全公共下水道事業では、三良坂処理区の長田地区のマンホールポンプ設置工事、布野処理区の水質管理センター放流水質の解析を行い、処理方法の計画変更手続を行いました。

次に、議案第75号平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御



説明申し上げます。

60ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに10億6,819万8,794円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計などからの繰入金などであり  
ます。

歳出の主なものは、事業費、公債費などであります。

実施しました主なものは、和知地区の管渠布設工事及び処理場の電気・機械設備工事、4基  
の浄化槽整備事業などであります。

次に、議案第76号平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明  
申し上げます。

66ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに10億2,395万407円で、歳入歳出差し引き残額  
は0であります。

歳入の主なものは、水道使用料、一般会計からの繰入金などであります。

歳出の主なものは、水道運営費、水道建設費などであります。

実施しました主な事業は、君田町の中央監視施設整備工事、布野町の老朽管更新工事、作木  
町の作木浄水場整備工事、吉舎町の辻・徳市地区浄水場整備工事、三良坂町の羽木地区配水管  
布設工事、三和町の統合簡易水道事業の管路実施設計、甲奴町の老朽管更新工事などを行いま  
した。

次に、議案第77号平成23年度三次市病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

病院事業会計決算書2ページをお開きください。

平成23年度決算は、全国的な医師不足等により地域医療の崩壊が危ぶまれている中、市立三  
次中央病院は医師総数の増員を図ることができ、看護師についても計画的な増員に引き続き取  
り組んでいるところであります。

また、収益の確保策として総合入院体制加算等に取り組む一方で、地域医療支援病院の承認  
を受け、地域のかかりつけ医と相互の機能分担と連携を推進し、地域完結型医療を提供できる  
体制の充実を図るとともに、医療機器の充実や施設整備事業を初めとした患者サービス向上の  
ための諸事業を行いました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は81億4,538万1,323円、支出決算額は79億1,022万3,816円で、収入支出差し引き  
額は2億3,515万7,507円となり、この収支額から消費税及び地方消費税の税抜き処理を行った  
結果、当年度決算での純利益は2億3,431万6,757円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は13億2,755万8,918円、支出決算額は12億6,565万9,103円で、収入支出差し引き  
額は6,189万9,815円となりました。

最後に、議案第78号平成23年度三次市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。  
水道事業会計決算書1ページをお開きください。

水道事業では、安全で良質な水の安定供給を目的に、給水区域の拡張及び老朽管路の更新を計画的に推進しています。

平成23年度は、第4期拡張事業による給水区域拡張に伴う配水管布設と老朽管更新等の事業を実施しました。

また、量水器管理業務の一元化を図るため、新たに量水器の取りかえ等業務の民間委託を実施し、より効率的な事業運営や安定的な経営の維持に努めました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は9億1,685万58円、支出決算額は8億8,543万3,419円、収入支出差し引き額は3,141万6,639円となり、この収支額から消費税及び地方消費税を抜きました当年度決算での純利益は1,046万7,111円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は6億1,494万4,650円、支出決算額は9億8,984万3,887円、収入額が支出額に対して3億7,489万9,237円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填いたしております。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外10議案については、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第79号 平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

議案第80号 平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第81号 平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第82号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第83号 平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第79号から議案第83号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第79号から議案第83号までの議案5件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第79号平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ17億6,670万8,000円を追加し、補正後の総額を401億9,670万8,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、初めに歳出から御説明いたします。

総務費は、財政調整基金積立金5億5,000万円ほか2基金への積立金、合わせて8億9,119万7,000円、及び広島県緊急雇用対策基金による元気づくり・雇用創出・緊急雇用対策事業、公用電気自動車の導入に要する費用など、合わせて9億8,813万7,000円を追加。

民生費は、障害児通所施設利用給付事業の扶助費924万円を増額するなど、合わせて1,151万4,000円を追加。

衛生費は、ポリオ定期接種ワクチンの変更に伴う予防接種に要する経費など2,568万7,000円、及び安全・安心なまちづくり、環境に配慮したまちづくりへの支援として、LED防犯灯設置等補助金1,500万円を増額するなど、合わせて5,086万3,000円を追加。

農林水産業費は、農業施設の改良工事等農業基盤整備に係る事業経費として2,721万4,000円を増額するなど、合わせて4,493万6,000円を追加。

土木費は、市道などの修繕工事費7,000万円及び尾道松江線事業地内の県道改良に係る工事負担金1,919万2,000円を増額するなど、合わせて1億8,069万2,000円を追加。

消防費は、消防救急無線デジタル化事業等に係る備北地区消防組合負担金2億111万6,000円及び広島県地域支え合い体制づくり事業を活用した福祉避難所の設置に向けた資機材の購入費など、合わせて2億611万6,000円を追加。

教育費は、酒河小学校校舎増築等整備事業に係る用地購入費、移転補償費、工事請負費など、合わせて1億6,532万9,000円を追加。

災害復旧費は、7月3日から7日にかけての梅雨前線豪雨による農林施設災害、土木施設災害の復旧費1億1,912万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、小規模農業基盤整備事業費分担金など、合わせて972万5,000円を追加。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金を減額するものの、現年災害公共土木復旧費負担金、公立学校施設整備費負担金など、合わせて1,680万円を追加。

県支出金は、広島県緊急雇用対策基金事業費補助金、小規模農業基盤整備事業費補助金など、合わせて7,208万4,000円を追加。

財産収入は、三次ケーブルビジョン出資配当金300万円を追加。

寄附金は、国際ソロプチミスト三次から教育振興への指定寄附100万円を追加。

繰越金は、前年度繰越金 7 億7,878万9,000円を追加。

諸収入は、広島県後期高齢者医療制度特別対策補助金など、合わせて1,289万1,000円を追加。

市債は、過疎地域自立促進事業債、消防施設等整備事業債など、合わせて 8 億7,241万9,000円を追加しようとするものであります。

第 2 条繰越明許費につきましては、第 2 表のとおり、現年災害農地復旧事業ほか 2 件について平成25年度に繰り越そうとするものであります。

第 3 条債務負担行為の補正につきましては、第 3 表のとおり、がんばる地域・産業支援事業ほか 1 件を追加しようとするものであります。

第 4 条地方債の補正につきましては、第 4 表のとおり、過疎地域自立促進事業ほか 2 件について追加を、市民ホール建設事業ほか16件について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第80号平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第 1 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ804万9,000円を追加し、補正後の総額を 1 億7,843万6,000円にしようとするものであります。

主な内容は、君田診療所、甲奴診療所の施設・設備修繕工事、作木診療所へ医療機器の更新に要する経費を追加しようとするものであります。

次に、議案第81号平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,988万4,000円を追加し、補正後の総額を69億4,049万2,000円にしようとするものであります。

主な内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費、地域支援事業等の国庫支出金等過年度分返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第82号平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,341万2,000円を追加し、補正後の総額を 7 億8,002万7,000円にしようとするものであります。

主な内容は、広島県後期高齢者医療広域連合のシステム改修に伴うパソコンの購入及び同広域連合に対する平成23年度保険料負担金精算額を追加しようとするものであります。

最後に、議案第83号平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第 1 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、資本的収支について変更しようとするものであります。

第2条資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入は変更はありません。

資本的支出の補正につきましては、資本的支出の総額を2億1,920万円を追加し、15億9,987万6,000円にしようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外4議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第79号平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外4議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第4号 田幸学校給食共同調理場の施設改善について

陳情第1号 初級園芸福祉士の養成と活動の充実について

○議長（沖原賢治君） 日程第9、請願1件及び陳情1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第4号田幸学校給食共同調理場の施設改善について及び陳情第1号初級園芸福祉士の養成と活動の充実についてを教育民生常任委員会に付託をいたします。

これより決算に関する総括説明及び決算審査総体説明に入ります。

ここで監査委員であります杉原議員には一旦退席を願います。

〔14番 杉原利明君 退席〕

○議長（沖原賢治君） それでは、田邊代表監査委員と杉原監査委員に入場をしていただきます。

〔代表監査委員 田邊宣昭君・監査委員 杉原利明君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 市長から決算に関する総括説明

○議長（沖原賢治君） 日程第10、増田市長から決算に関する総括説明を受けます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 平成23年度三次市の一般会計の決算について御説明を申し上げます。

平成23年度における我が国の景気や雇用環境は、東日本大震災などの影響により、不況の中

で持ち直しの動きが見られたものの、依然として厳しい状況にあります。

市政の運営におきましては、行財政改革大綱及び推進計画を策定し、着実な取り組みの中で、財源確保や経費削減に努め、新市まちづくり計画、実施計画、財政計画に基づき、道路、上下水道、高齢者福祉施設、新斎場などの生活基盤整備、経済対策、雇用創出対策、都市基盤整備などを重点的に取り組んでまいりました。

基金につきましては、財政調整基金への積み立てや新たに庁舎整備基金及び公共施設等整備基金を設置するなど、後年度の負担軽減のための財源確保に努めてまいりました。

決算の概要を申し上げますと、一般会計の歳入総額は423億2,651万円、歳出総額は411億5,495万円で、歳入歳出差し引き総額は11億7,156万円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源1億577万円を除いた実質収支は、10億6,579万円の黒字であります。

決算数値を見ますと、歳出総額は、斎場建設事業、上原願万地線整備事業の事業推進及び地方債の繰上償還の実施などにより、前年度比較で2.0%の増の決算となりました。

一般会計における基金総額は、平成23年度末で、教育奨学基金を除きますと129億1,817万円となり、前年度に比べ15億7,662万円の増額を行いました。

主な財政指標を見ますと、経常収支比率は90.1%から92.8%となりましたが、実質公債費率は14.6%から13.7%、さらに将来負担比率は114.1%から93.1%に改善を見ております。

次に、決算に係る事業の概要につきまして、三次市総合計画の施策項目ごとに御説明を申し上げます。

初めに、子どもの分野では、乳幼児等医療費助成事業や児童虐待防止対策強化など、安心して産み育てることのできる総合的な子育て支援体制の充実を図るとともに、小中一貫教育推進の基本方針である三次市小中一貫教育基本構想、学びの風土づくりプランを策定いたしました。

また、安全・安心で確かな学校環境を実現するため、学校施設の耐震化や学力向上事業などを計画的に進めてまいりました。

次に、健康・福祉の分野では、住みなれた地域で誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、いきいき・ともえ・プロジェクトの活動を展開するとともに、疾病の早期発見、早期治療を図るため、総合集団検診や人間ドック、脳ドック等を実施してまいりました。

また、高齢者施策として、川西地区への小規模多機能型居宅介護施設の建設を行うとともに、住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの充実にも努めてまいりました。

障害者施策では、平成26年度までの障害福祉サービスの目標を定める第3期三次市障害者福祉計画を策定し、障害福祉サービスの利用負担の軽減やオストメイト対応トイレ整備など、住環境整備の支援を実施してまいりました。

医療では、安心して充実した医療サービスを受けることができるよう、三次地区医療センターに1次救急受け入れ態勢を強化する取り組みや市立三次中央病院の医療機器の充実、国民健康保険財政の安定化に努めてまいりました。

次に、文化・学習の分野では、三次市まち・ゆめ基本条例の条例の普及に努め、まちづくりサポートセンター機能を生かし、住民自治組織の地域まちづくりビジョンの実現に向けた支援を行ってまいりました。

芸術・文化の面では、市民の芸術文化活動の拠点施設である市民ホールの基本計画を策定し、プロポーザル方式によって設計者を決定し、基本設計に着手していきました。

また、布野町出身のアララギ派歌人中村憲吉を顕彰し、詩歌等文化の学習拠点とするため、中村憲吉記念文芸館を整備いたしました。

スポーツの面では、市民に広くスポーツに親しんでもらうため、きんさい健康ピックの開催、トップアスリートによるスポーツ教室などの事業を行いました。

また、みよし運動公園に健康遊具を備えた多目的広場を整備いたしました。

次に、産業・経済の分野では、平成20年度から実施してきた国、県の交付金を活用した緊急経済対策事業、雇用対策事業に取り組み、切れ目のない経済対策を行ってまいりました。

また、雇用拡大を図るための企業誘致活動や商工業の振興、観光施策では、君田温泉森の泉の改修工事や観光イメージキャラクターきりこちゃんの選定、観光サポートスタッフの選任により、各種機関、団体と連携を図りながら、観光振興に努めてまいりました。

農林業施策では、酒屋地区憩いの森整備事業のための用地取得や中山間地域等直接支払交付金事業、鳥獣被害防止対策事業などを行ってまいりました。

また、集落法人の設立を初め、認定農業者の希望拡大等の支援や振興作物新規植栽支援事業に取り組みとともに、地産地消推進事業によって三次産農産物の消費拡大や地産地消を推進してまいりました。

次に、環境の分野では、地球温暖化防止対策といたしまして、住宅用太陽光発電システムの導入経費の補助や小水力発電設置モデル事業を行うなど、市民と行政が一体となった環境保全活動を行ってまいりました。

また、防犯環境の向上とCO<sub>2</sub>削減等のため、LED防犯灯整備補助を行ってまいりました。

廃棄物処理施設の長寿命化を図るため、延命化計画及び施設の保全計画を策定し、最終処分場につきましては、遮水シートの張りかえを行うなど、埋立地の機能強化を図ってまいりました。

また、三次市地域生活交通総合連携計画に基づき、地域生活交通の活性化を図るべく取り組みを進め、中心市街地での移動手手段として、市街地循環バスくるるんの本格運行を開始いたしました。

次に、都市の分野では、新斎場「悠久の森」が完成し、三次駅周辺整備事業、みらさか土地区画整理事業や市民のワークショップによる三次地区のまちづくりを考える会に取り組んでまいりました。

定住対策として、空き家バンク事業、地域おこし協力隊事業、長期宿泊体験事業に取り組み、中国横断自動車道尾道松江線の開通を見据えて、三次地域戦略プランの具体化調査を実施いたしました。

また、市民のニーズに対応した行政サービスを提供し、市民生活のセーフティネットとして役割を果たすため、三次市新庁舎建設基本計画を策定し、新庁舎の建設事業を進めてまいりました。

これからの激変する財政状況に対応し、健全な財政運営を堅持するため、三次市行財政改革大綱及び三次市行財政改革推進計画を策定をいたしました。

今後とも、十分な施策・事業を厳選し、着実かつ速やかに取り組みを進めるとともに、行財政運営の健全化に努めてまいりますので、議会の皆さんを初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

以上、極めて早口ではございましたが、総括説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 監査委員から決算審査総体説明

○議長（沖原賢治君） 日程第11、田邊代表監査委員から決算審査総体説明を受けます。

（代表監査委員 田邊宣昭君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 田邊代表監査委員。

〔代表監査委員 田邊宣昭君 登壇〕

○代表監査委員（田邊宣昭君） 失礼いたします。三次市代表監査委員の田邊宣昭と申します。

議員の皆様方におかれましては、三次市民の代表として、市民の安全・安心のため、また民意が反映されるような諸政策を日々御尽力いただきまして、この席をおかりいたしまして敬意と感謝の念をあらわす次第でございます。

平成23年度一般会計歳入歳出決算書等について審査いたし、その執行状況等つきまして、杉原利明議員と合議いたしましたので、両名を代表いたしまして、私のほうより報告させていただきます。

まず、審査の概要について報告させていただきます。

審査の対象は、平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算及び三次市国民健康保険特別会計ほか7つの特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書、三次市各基金の運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率報告書、平成23年度三次市水道事業会計及び三次市病院事業会計の決算であります。

審査期間は、平成24年7月13日から8月7日まででございます。

審査の方法といたしましては、審査に付された平成23年度各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、会計処理が適正に行われているか、決算書等の計数が証拠書類に符合しているのか、予算は適正に執行されているか、財政運営は健全か等に重点を置いて審査するとともに、地方公共団体



の財政健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率審査においては、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、必要に応じて関係職員からの説明と資料等の提出を求め、これらを審査の参考といたしたところでございます。

なお、現金、預金残高並びに証書類等の確認につきましては、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて本審査を行ったものであります。

審査の結果につきましては、各会計歳入歳出決算書及び附属書類等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの係数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めました。その状況並びに審査意見は、次に述べるとおりでございます。

各会計の数値及び計数等の報告につきましては、お手元の意見書のとおりでございます。

それでは、総体的な意見を述べさせていただきます。

三次市の財政状況を示す各指標の数値は、財政力の強弱を示す財政力指数は0.339、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.8%、公債費やそれに準ずる義務的財政負担の状況を示す実質公債費率は13.7%となっております。

財政健全化法に示されている早期健全化基準における健全化判断比率の実質公債費率は13.7%と、基準値の25%より11.3%下回っております。

将来負担すべき負債の標準財政規模に対する負担比率は、早期健全化基準の350%に対しまして93.1%となっております。

財政健全化法における公表すべき指数はいずれも基準とされている数値内にあるものの、自主財源の伸びや依存財源の確保はともに厳しい状況が続いており、また一般会計、特別会計を合わせた市債現在高は、昨年度末に比べて0.6%減少したものの、808億2,600円余りと依然として多額ではございます。

今後の市債発行につきましては、引き続き計画的な管理を行うとともに、管理経費等の縮減に努め、後年度負担の軽減に取り組みされるよう切望するものであります。

今後さらに、地方交付税を初め国庫支出金、県支出金の見直しや縮減が進む中、依存財源は減る傾向にあり、少子・高齢社会の進展や現在の景気動向から市税等の自主財源の確保は厳しい状況が予測されます。こうした状況下におきまして、今後とも各種経費の縮減、行政施策の選択を行うなどの財政運営に努めるとともに、引き続き財政基盤強化のため、一層の自主財源の確保を図られるよう望むものでございます。

次に、公営企業会計の決算審査について申し述べます。

最初に、水道事業会計ですが、当期純利益、先ほど述べられてましたように、1,046万7,111円と、前年度に比しまして316万8,258円、率にしまして23.2%減少しております。これは、収益面におきまして、給水収益、その他の営業収益、他会計補助金が減少をしました。

一方におきまして、費用面におきまして、修繕費、企業債の支払い利息が減少したこと等により、当年度におきましても純利益を確保することができました。

有収水率は86.7%で、前年度と比較して1.4ポイント低下しているため、引き続き漏水調査、管路診断の万全を期されたいものでございます。

また、業務の民間委託及び人件費の削減等により経常費用の削減に努められていますが、拡張事業及び老朽管更新等の設備投資事業に伴い、減価償却費が増大する一方、水道料金体系は平成9年度以降据え置いているため、1立米当たりの販売価格が販売原価を下回る販売損を生ずる一因となっております。

給水コストは1.7%の増、給水人口は1.5%増と、いずれも前年と比較して増加しておりますが、市民、企業の節水意識の向上や節水器具の普及、または景気の低迷等により、給水収益の増収は見込めない状況にあります。こうした厳しい経営状況の中、これまで進めてこられた民間委託業務に、平成23年度からは営業業務内の量水器管理業務の一元化を図るため、新たに量水器の取りかえ等業務を加えられ、より効率的な事業運営に取り組まれていること、また数多く保有する固定資産を適切に管理するため、懸案であった固定資産台帳システムの構築を平成23年度において業務委託により実施されたことは評価できるものでございます。

これからも多様化する住民のニーズや社会情勢あるいは自然環境に柔軟かつ迅速に対応しつつ、平成21年度に策定された三次市地域水道ビジョンに基づき、独立採算の原則から、水道料金改定等も視野に入れ、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給するため、引き続いての効率的な運営を望むものであります。

それでは次に、病院事業会計について報告いたします。

自治体病院を取り巻く環境は、全国的に深刻化する医師不足、医師の偏在、急激な医療制度改革により一層厳しいものとなっております。

このような状況の中、市立三次中央病院では、医療の質、患者のサービスの向上及び安全・安心な医療の提供と効率的な病院経営を基本方針として、診療内容の充実や経営安定のための諸施策に取り組まれております。

医療スタッフにつきましては、医師総数を増員し、診療の充実を図られ、看護師については、看護師配置基準の7対1を目標に増員に取り組まれておられます。

患者数の動向については、前年度に比べ、入院患者数は年間延べ11万7,431人で、743人、率にして0.6%の増加、外来患者数は年間延べ18万2,492人で、4,869人、率にしまして2.6%の減少となっておりますが、平成23年度においては、地域医療支援病院の承認を受けられ、地域の人たちが安心して診療が受けられる地域完結型医療を推進されておりますことは評価できるものでございます。

当年度の病院事業会計の決算状況につきましては、先ほど来説明されてますように、2億3,431万6,757円の純利益、未処分利益剰余金は4億5,259万995円となっております。

病院経営においても、施設の設備や医療機器の更新等に伴う経費などを含め、多額の費用が今後必要となってまいります。それらを十分精査されるとともに、医療の質、サービスの向上及び安全・安心な医療の提供として、経営安定の持続に取り組んでいただきたいと思います。

また、市立病院でありながら、県北地域の拠点病院としての役割が求められております。今後さらに広域化する傾向にあるのではないかと思います。国、県との連携を強化され、さらなる病院改革の推進を望むところでございます。

以上、平成23年度各会計決算審査について意見を申し述べさせていただきました。

終わりに当たり、三次市総合計画みよし百年物語を基本理念とし、三次市財政計画及び実施計画を指標としながら、定住人口や交流人口の増加あるいは安心して安全な住みよいまちづくりにリーダーシップを発揮して取り組み、あわせて地方交付税の激変緩和措置の期間内、もう少しでございます、市民生活の向上に寄与する社会資本の蓄積、充実を図られるとともに、市民に対する積極的な情報の公開、提供と財務の透明性を図ることにより、地域特性や市民ニーズを的確に見きわめ、財源の重点かつ効率的な配分と経費の削減を図り、市民がこの不況下においても夢と希望の持てる成長戦略の早急な構築を実現されることを切に望むものでございます。

また、議員の皆様方におかれましても、三次市の行財政の運営に一層監視をお願いいたします、私の報告とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） 失礼します。田邊代表監査委員を初め監査委員の皆さんには、23年度1年間通しての定期監査、さらには23年度の決算において適正な監査を行われたということで、敬意を表させていただきたいというふうに思います。

一般会計、特別会計8会計、企業会計2会計、合わせて700億円強の総額、多岐にわたっての監査ということで、いろいろ御苦勞があったというふうに痛感させていただきます。敬意を改めてさせていただきます。

そこで、非常に細かい点で恐縮ではありますが、2点について、監査委員の今までの監査上の指摘あるいはお考えをお伺いさせていただきたいということでお尋ねさせていただきます。

平成23年度の監査委員のほうから出されました三次市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、この中の、まず最初に5ページにあります収入未済額の主なものというのがあります。税の徴収等々であります。税の徴収あるいは保険料の徴収ということでございますけれども、その中で、貸付金の収入に係る部分というのが私は非常に気にかかる点でございますけれども、この収納率が、23年度のみならず、過去から非常に低い収納率で推移するという状況においての監査委員会での御意見というのを改めてお伺いさせていただきたいというのが1点でございます。

さらに、同じく意見書の15ページになりますけれども、最初のほうにあります不用額というのがございます。一般会計におきましての不用額が20億円ということでございます。予算は立ったんだけど、使わなかった、執行しなかったお金が20億円余りありますよということでございます。

この20億円という数字も、ここ近年、大体20億円の高どまりで来てるように私は見させていただいております。この額というのは大体定まってきておる、それと高い数字で、金額で来てるというのは非常に気になる点でございます。その点において、監査委員会のほうでこのこと

についてのお考え、指摘をお聞かせ願えたらということでございます。

以上でございます。

(代表監査委員 田邊宣昭君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 田邊代表監査委員。

○代表監査委員(田邊宣昭君) まず、宍戸議員の御質疑でございますけども、第1点、未済金額、市からいえば未収入金ということで、これには、ここにありますように、貸付債権と租税債権があります。いつも例月監査のときにその点につきましては苦慮するわけですが、平均的に、特に租税債権につきましては、国保にしましても、一定の横ばいで、昨今の景況からすれば、いわゆる未収というものが上がってくるんじゃないかと思っていましたけども、職員の努力によりまして、余り、横ばいということでございます。

それで、いわゆるこうした行政が有する貸付債権、租税債権、それぞれの、私の意見といたしましては、いわゆる個々の生活基盤あるいは支払い能力等々の状況を精査され、市民の不公平感のないようないわゆる回収を望むものであります。監査委員といたしましてはそういう意見でございます。そこから先の執行につきましては、また行政のほうでお願いしたいということでございます。

第2点の不用額ですね。これはいろんな要素があろうかと思えます。職員の経費節減あるいは入札の入札残、例えば1,000万円のものが300万円で入札される、あるいは業務執行の見送り等々、このいわゆる不用額につきましては非常にいろんな要素があろうかと思えます。

この20億円が多いか、去年は24億円でしたか、20億円が多いか少ないかということは、なかなかその年の状況によりまして違いますんですが、業務が適正に行われて、執行されているならば、それは多少の不用額が発生してもやむを得ないんじゃないかならうかと、そういう見解を持っております。

以上でございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

監査委員のお二人には、大変お忙しい中、ありがとうございました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時23分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月7日

三次市議会議長 沖 原 賢 治

会議録署名議員 保 実 治

会議録署名議員 宍 戸 稔